

【中国労働金庫】

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計
画を策定する。

計画期間	2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間
行動計画	<目標1> ・男性の育児休業の取得者を現状よりも改善する。
	<取組内容> 2022年4月～ 育児休業取得推進について管理職を対象とした研修を実施する。 2022年4月～ 育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等について庫内文書やニュースにより職員に周知する。
	<目標2> ・年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。
	<取組内容> 2022年4月～ 年次有給休暇の取得状況を毎月把握する。 2022年4月～ 年次有給休暇の取得推進しやすい職場環境構築のための研修を実施する。 2022年4月～ 年次有給休暇の取得に向けて、職員に対し庫内文書やニュースにより啓発活動を図る。